

蒲郡市地域防災計画の修正（案）の要旨

1 地域防災計画修正の根拠

（市町村防災会議）

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。（災害対策基本法第 16 条）

（市町村地域防災計画）

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。（災害対策基本法第 42 条）

2 主な修正内容

（1）避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和 6 年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準※を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

主な修正事項は以下のとおり。

ア 生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

イ 生活用水の確保

給水タンク、貯水槽等の整備を図り、生活に必要となる水の確保に努めること等

ウ 在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

エ トイレの確保・管理

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

オ 食事の質の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

<修正箇所>	<該当ページ>
■風水害等編 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備等 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生 第3編 第9章 第1節 避難所の開設・運営	■風水害等編 資料2 p 5～8 資料2 p 15～16 資料2 p 17～19
■地震・津波編 第2編 第8章 第1節 避難所の指定・整備等 第3編 第7章 第2節 防疫・保健衛生 第3編 第10章 第1節 避難所の開設・運営	■地震・津波編 資料3 p 6～9 資料3 p 16～17 資料3 p 17～20

※スフィア基準：難民キャンプで劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、市、県及び防災関係機関において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。

<修正箇所>	<該当ページ>
■風水害等編 第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資材、体制等の整備 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備等	■風水害等編 資料2 p 4～5 資料2 p 5～8
■地震・津波編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資材、体制等の整備 第2編 第8章 第1節 避難所の指定・整備等	■地震・津波編 資料3 p 4～6 資料3 p 6～9

(3) 改正医療法による災害支援ナースに係る修正

被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備等を行う災害支援ナースが、令和6年4月の改正医療法により、災害・感染症医療業務従事者に位置づけられたことに伴い、県が行う災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、派遣調整について追記。

<修正箇所>	<該当ページ>
■風水害等編 第2編 第11章 第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 第3編 第6章 第1節 医療救護 第3編 第9章 第2節 要配慮者支援対策	■風水害等編 資料2 p 10 資料2 p 14～15 資料2 p 19

■地震・津波編 第2編 第11章 第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 第3編 第7章 第1節 医療救護 第3編 第10章 第2節 要配慮者支援対策	■地震・津波編 資料3 p11 資料3 p14～16 資料3 p20
---	--

(4) 地震の発生確率に係る修正

国の地震発生確率の計算方法の見直しに伴い、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率を「60%～90%程度以上」に改訂。

<修正箇所>	<該当ページ>
■地震・津波編 第1編 第4章 第1節 防災の基本理念	■地震・津波編 資料3 p1

(5) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応に係る修正

これまで臨時情報が発表された際、住民に対して「日頃からの地震への備えの再確認」をする旨を呼びかけることを明記していたが、「日頃からの地震への備えの再確認」に加え、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品を常時携帯するなどの「特別な備え」を呼び掛けることについて追記。

<修正箇所>	<該当ページ>
■地震・津波編 第5編 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 第5編 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	■地震・津波編 資料3 p23～24 資料3 p24

(6) 原子力発電所に係る修正

原子力発電所の稼働状況及び緊急事態を判断するEALについて一部修正。

<修正箇所>	<該当ページ>
■原子力編 第1編 第1章 第4節 災害の想定 第1編 第1章 第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	■原子力編 資料4 p1 資料4 p1

(7) 水防協力団体に係る修正

市が指定する水防協力団体に関する記述と資料を追記。

<修正箇所>	<該当ページ>
■水防計画編 第10章 第4節 水防協力団体	■水防計画編 資料5 p3～9

3 蒲郡市の取り組みに係る主要事項

(1) 地区防災計画について

○令和元年に拾石町が、令和6年に大塚地区において地区防災計画を策定済み。現在、三谷地区及び西浦地区で地区防災計画を策定中。

(2) 避難確保計画の提出数

○水防法の改正により、令和6年11月に本市に流れる二級河川（紫川、西田川、力川、落合川、拾石川）の洪水浸水想定区域が公表された。これに伴い、本市の洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設に避難確保計画の策定が義務化された。

対象ハザード	令和7年12月1日現在の策定数
洪水	16 / 62施設（内訳：医療施設7、社会福祉施設8、学校1）
津波	9 / 20施設（内訳：医療施設3、社会福祉施設6、学校0）
高潮	24 / 86施設（内訳：医療施設9、社会福祉施設13、学校2）
土砂	15 / 25施設（内訳：医療施設2、社会福祉施設8、学校5）

(3) 防災上重要な施設・設備等

○同報系防災行政無線屋外拡声子局の更新事業の進捗状況

昭和50年代に導入したアナログの同報系防災行政無線屋外子局の老朽化に伴い、令和3年度からデジタル屋外拡声子局の更新を開始し、令和8年度に完了する見込みである。

	進捗状況等
280MHz デジタル子局	令和8年3月末72局設置予定 ※令和8年度末までに全85局設置を予定
60MHz アナログ子局	令和8年3月末85局撤去予定（残：23局/108局） ※令和8年度末までに全て撤去予定

(4) 協定書・覚書

- 災害時における物資調達に関する協定書
（協定先：マルシメ株式会社 令和7年5月7日）
- 福祉避難所の指定に関する協定書
（協定先：有限会社ファーム 令和7年11月10日）
- 災害時における自動車の提供等に関する協定書
（協定先：NTPホールディングス株式会社 令和7年12月17日）

- 協定締結数 合計147件

4 その他

(1) 災害対策本部の設置状況

ア カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波注意報発表（令和7年7月30日）
設置 令和7年7月30日（水） 午前 9時40分
廃止 令和7年7月31日（木） 午前10時45分
被害報告 なし

- イ 台風15号による大雨警報発表（令和7年9月5日）
設置 令和7年9月 5日（金） 午前10時50分
廃止 令和7年9月 5日（金） 午後 2時35分
被害報告 なし

（2）啓発イベントの実施状況

- ア 蒲郡まつり「いのちを守る防災展」
開催日 令和7年7月27日（日）
場 所 蒲郡市民会館1階大会議室
- イ 令和7年度蒲郡市防災セミナー
開催日：令和8年1月24日（土）
場 所：蒲郡市民会館 東ホール
演 題：「被災地における災害ボランティアの現実」
講 師：認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗田暢之

（3）訓練等の実施状況

- ア 避難所開設担当職員及び地域避難場所開設担当職員説明会
実施日：令和7年4月17日（木）
場 所：蒲郡市役所 北棟集会室
- イ 災害対策本部事務局員及び災害緊急初動隊員説明会
実施日：令和7年4月17日（木）
場 所：蒲郡市役所 304会議室
- ウ 非常配備に関するメール配信訓練
実施日：令和7年4月21日（月）
- エ 全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練（年4回）
実施日：①令和7年 5月28日（水）
②令和7年 8月20日（水）
③令和7年11月12日（水）
④令和8年 2月 6日（金）（実施予定）
- オ 全国瞬時警報システムを用いた緊急地震速報訓練（年2回）
実施日：①令和7年 6月18日（水）
②令和7年11月 5日（水）
- カ 自主防災会リーダー研修
実施日：令和7年 5月11日（日）、18日（日）、25日（日）、
6月 1日（日）、 8日（日）
場 所：市内中学校 7地区
- キ シェイクアウト訓練
実施日：令和7年11月 9日（日）
場 所：蒲郡市内全域

(4) 蒲郡市市民総ぐるみ防災訓練について

令和7年度蒲郡市市民総ぐるみ防災訓練（天候不良のため中止）

実施日：令和7年11月 9日（日）

会 場：蒲郡市立蒲郡東部小学校、蒲郡市立中部中学校

総代区：豊岡町1区、豊岡町2区、五井町、平田町
水竹町、清田町、坂本町、神ノ郷町

訓練内容

- (1) 市民主体での避難所開設・運営訓練
- (2) 医療救護所の設置、運営訓練（中部中学校）
- (3) ペット同行避難訓練（中部中学校）
- (4) 自衛隊による炊き出し訓練
- (5) 防災関係機関との連携訓練
- (6) 全市民を対象としたシェイクアウト訓練
- (7) 全市民を対象とした災害伝言ダイヤル「171」の体験訓練

参加機関：蒲郡警察署、陸上自衛隊豊川駐屯地、三菱自動車工業株式会社、ボランティアネットがまごおり、アマチュア無線協議会、三井住友海上火災保険株式会社、蒲郡運送株式会社、一般社団法人蒲郡市医師会、東西北部地区自主防災会、蒲郡市立蒲郡東部小学校、蒲郡市立中部中学校、蒲郡市消防団、蒲郡市

(5) 出前講座等の実施状況（令和8年1月末現在）

自主防災会	8回
学校・保育園	17回
要配慮者施設	2回
その他（各種団体等）	10回
合計	37回

※補足

- 本資料では、蒲郡市地域防災計画（風水害等災害対策計画）を「風水害等編」、蒲郡市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）を「地震・津波編」と表記しています。